



平成25年(2013年)12月25日

指定給水装置工事事業者様

箕面市公営企業管理者

出水善博



建築確認申請手続き中の特例措置の廃止について（通知）

平素は、本市上下水道事業諸般にわたり格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、給水装置工事申込みにつきましては、家屋の新築工事の際に建築確認済証による確認作業を行っておりますが、当該家屋の建築確認申請手続き中に限っては、特例措置として関係課の確認書類の添付を受付条件としておりました。

このたび、平成26年3月末をもちまして、この特例措置を廃止いたしますので、指定給水装置工事事業者におきましては、給水装置工事申込み時に、建築確認済証による確認ができますよう所定の手続きをお願いいたします。

なお、建築準備やその他工事のため、水が必要な場合には臨時用の給水装置工事申込みの手続きをお願いいたします。